

特定非営利活動法人 ミクロネシア振興協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ミクロネシア振興協会（英訳 Non-Profit Organization Association For Micronesian Development 略称・NPO AMD）という。この法人の通称は、NGOミクロネシア振興協会（略称NGO AMD）とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県船橋市北本町2丁目40番地1-923号に置く。
2 前項のほか、その他の事務所を東京都千代田区外神田2丁目7-8 第十五岡崎ビル5階に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ミクロネシア連邦の発展と日本との連帯に関する事業を、健全なる信義により行い、この事業を通じて、南太平洋ミクロネシア地域と日本との相互理解に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 国際協力の活動
- ② 子どもの健全育成を図る活動
- ③ 環境の保全を図る活動
- ④ 災害救援活動
- ⑤ 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ⑥ 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1 特定非営利活動に係わる活動

- ① 相互訪問などの人的交流を図り、辞書の編纂をはじめとする出版事業など、より一層相互理解を深める事業
- ② 歴史的遺跡の紹介・保存の為の支援事業等を行い古代文化の相互理解、また写真、歌、踊り、絵画等の現代文化の相互交流などに関わる事業
- ③ 観光・漁業・農業等の各種産業のハードおよびソフト技術交流に寄与する事業
- ④ 環境に関する情報交換並びにハードおよびソフト技術交流に寄与に関する事業
- ⑤ 次世代を展望した青少年の交流と人材育成に関する事業
- ⑥ 災害・保健衛生・福祉に関する関係機関との協力とノウハウの提供に関する事業
- ⑦ 目的達成のための講演会・研修会・物産および写真他の展覧会等に関する事業
- ⑧ 平和を希求する祈念碑等に関する事業
- ⑨ その他総会にて当協会の目的達成に必要と認めた事業

2 その他事業

- ① 環境・エネルギー・通信・食糧・交通・土木に関する事業
- ② その他総会にて当協会の目的達成に必要と認めた事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という）上の社員とする。

- ① 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、法人並びに任意団体を代表する個人
- 2 正会員以外に、次の会員を置く。
 - ① 名誉会員 この法人の活動に参加をして、功績のあった個人又は団体
 - ② 賛助会員 この法人の活動に賛同して、施設や寄付金等を提供する個人又は団体

(入会)

第7条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- ① この会の目的を理解し、熱意をもって、かつ真摯に、そして社会正義を重んじて活動に参加できること。

2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、そのものが前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 入会する者は、総会にて議決する第7条1項①の条件に基づいて作成された誓約書を、提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 退会届を提出したとき。
- ② 本人が死亡し、又は会員である法人・団体が消滅したとき。
- ③ 継続して、2年以上会費を滞納したとき。
- ④ 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対して、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 法令又はこの法人の定款及び規則に違反したとき。
- ② この法人の名誉を傷つけたり、この法人の事業を妨げ、若しくはこの法人の信用を失わせる行為をした時又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- ① 理事 10人以上20人以内とする
- ② 監事 1人以上2人以内とする

2 理事のうち1人を会長、若干名を副会長、1人を事務局長、若干名を副事務局長とし、若干名の人数は総会にて議決する。

3 この法人は、若干名の顧問を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事、監事及び顧問は、総会において選任する。

2 会長、副会長、事務局長、副事務局長は、理事の互選とする。

3 顧問は、次の条件を満たす者の中から、会長が委嘱の提案をする。

- ① この法人の設立に寄与し、かつ現に寄与しつつある者
- ② この法人の目的と事業を理解し、定款を尊重して助言できる学識経験者・ジャーナリスト若しくはそれに準じる者
- ③ その他この法人の目的と事業への理解者であり、会長から委嘱の提案がされ、総会にて選任された者

4 役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、役員になることはできない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 会長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 事務局長は、会長を補佐して、この法人の業務を執行し、会長・副会長事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。

4 副事務局長は、事務局長の業務を分担し、会長・副会長・事務局長事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、業務を執行する。

6 役員（監事・顧問を除く）は、理事会において別に定める役割を分担し、その任務を遂行する。

7 監事は次に掲げる職務を行う。

- ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
- ② この法人の財産の状況を監査すること。
- ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- ④ 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- ⑤ 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の

招集を請求すること。

8 顧問は、法人の業務執行に関して、諮問に応じるものとする。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- ② 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- ① 定数の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 事業計画及び収支予算並びにその変更
- ⑤ 事業報告及び収支決算
- ⑥ 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- ⑦ 入会金及び会費の額
- ⑧ 借入金（ただし、その事業年度内の収入をもって召還する短期借入金を除く）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ⑨ 事務局の組織及び運営
- ⑩ その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認め招集を請求をしたとき。
- ② 正会員総数の五分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- ③ 第15条第4項第4号規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2号第3項の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1項及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することが出来ない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することが出来る。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、この法人と正会員との関係につき議決する場合においては、その正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 開催の日時及び場所
- ② 正会員総数及び出席者数（書面の表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- ③ 審議事項
- ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
- ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号一に該当する場合に開催する。

- ① 会長が必要と認めたとき
- ② 現理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- ③ 第15条第7項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、この法人と理事との関係につき議決する場合においては、その理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 開催の日時及び場所
- ② 理事総数及び出席者数（書面の表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
- ③ 審議事項

④ 議事の経過の概要及び議決の結果

⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

① 設立当初の財産目録に記載された資産

② 入会金及び会費

③ 寄付金品

④ 財産から生じる収入

⑤ 事業に伴う収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に関わる事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産管理)

第40条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が定める。

(会計の原則)

第41条 この法人会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を受けなければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次の各号に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の決議
- ② 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- ③ 正会員の欠亡
- ④ 合併
- ⑤ 破産
- ⑥ 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人を解散するときは、正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(清算人の選任)

第52条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法11条第3項に掲げる者のうち、国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第9章 広告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の広告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、事務局長・副事務局長その他職員をもって構成する。

3 事務局長及び副事務局長は、職員に具体的な業務を指示する。

4 事務局長及び副事務局長を除く、その他の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第11章 雑則

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

付則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず次に掲げる者とする。

会長	上村 茂
副会長	テリ- ニューマン (Terry Newman)
副会長	平田美津子
事務局長	川嶋正和
副事務局長	前田房穂
副事務局長	佐々木道彦
理事	小島孝之
理事	永山克一
理事	近藤正美
理事	末田博能
理事	堀江ハツ
理事	山本香代子
理事	佐藤敏夫
理事	保科洋子
理事	秋村 太
理事	山内陽子
理事	首藤佳央
理事	松田勝明
理事	櫻井幸雄
理事	根岸眞由美
理事	須賀由子
理事	三上昌之
理事	小川 宏
理事	馬渡龍治
理事	向貞次郎
理事	田中平康
理事	大海雄一郎
監事	毎床一成
監事	長谷川洋雄

3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人が成立した日から平成16年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月

31日までとする。

この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

① 会費と入会金 次の通りとし、学生については、半額とする。

会 員		入会金	年会費(一口)	(納入会費の口数)
正会員	個人	(円) 2,000	(円) 3,000	理事・監事は2口以上、それ以外の役員は4口以上とする。 役員以外の会員は、任意の口数とする。
	法人	20,000	30,000	理事・監事は2口以上、それ以外の役員は4口以上とする。
	任意団体	10,000	15,000	理事・監事は2口以上、それ以外の役員は4口以上とする。
名誉会員	個人	—	1,000	一口とする
	法人	—	1,000	一口とする
	任意団体	—	1,000	一口とする
賛助会員	個人	5,000	10,000	任意の口数とする
	法人	30,000	20,000	任意の口数とする
	任意団体	20,000	15,000	任意の口数とする

この定款の変更を行った。2022年12月25日開催の第20回臨時総会にて変更内容について確認した。
主な変更点、第2条の事務所所在地変更と第13条の役員（理事と監事）の定数の変更をした。